

2016年1月11日(祝・月)に、TAC新宿校にて、未来の自分発見PJと法律資格合同特別セミナーが合同で開催され、たくさんの方が参加されました。
すぐに使えるビジネス知識やお得な最新情報などが無料で聞けるセミナーは合計13セミナー。今回は、前回に引き続き、大変好評だったセミナーを抄録としてご紹介します。

これだけは知っておこう！ 「マイナンバー」の基礎知識

開催 法律資格合同特別セミナー



TAC社会保険労務士講座講師

たかはし まさゆき

高橋 眞幸先生

社会保険労務士
東京都トラック協会労務管理相談員
大学卒業後、化学工業薬品の営業職に約20年
従事。資格取得のきっかけは、勤務先での昇格試験
受験の要件に、公的資格の取得等によるポイント
制度があったことから。資格取得後、会社員を続け
ながらTACの講師を務めていた中で出会った専門
家の方々の影響を受け、自分も何かやってみたいと
考え独立開業。現在は、運送業、製造業、卸売業、
警備会社等多岐に渡る業種の顧問先がある。

正直者が損をしないような社会に

昨年からマイナンバーに関しまして、士業(サムライ業)の中で税理士と社会保険労務士が一番密接にこのマイナンバーに関わってくると言われています。私も実際に顧問先に伺いましてマイナンバー導入後の対応処置や、事務所のセキュリティなどについても説明しています。今日は私たちの生活にどういう影響が出てくるのか、いったいどういうところに注意しないといけないのかなど、お話をしようと思います。

さて、このマイナンバー制度、「なんで必要なのかなあ」というのが、みなさんがまず思われることだと思います。マイナンバー制度自体は日本で今年2016年から導入された制度で、一般的には昔から導入が検討されていた「国民総背番号制」になります。

マイナンバーについてのルールは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」でこれがいわゆる「マイナンバー法」と言われる法

律で、すべての国民に個別の管理番号を付けていくことによって、社会保障や個人情報の管理、税務関係などの行政の処理をすべてこの番号を使って行っていくというこの制度の骨格になっています。

巷では、マイナンバーがあらゆる個人情報に紐付けられて、一元管理されてしまうのではないかとか言われています。将来的にはワンカードで銀行口座であるとか医療情報、あるいはクレジットカード、キャッシュカード、ポイントカードなどの分野でも使えるように紐付けをしていこうかという話も出てきてはいますが、現在は、マイナンバーが利用されるのは「社会保障・税金・災害補償」の3分野に限定されています。要するにこれ以外は使えないということです。

では実際、マイナンバー制度を導入するとどのようなことが起きるのでしょうか。私も長くサラリーマンをやってから独立開業したのですが、サラリーマン時代は、「個人事業主って所得が分からないから、なんか得しているんじゃないの?」なんていう印象で不公平感があるなど感じていました。ところが、このマイナンバー制度が導入されます

と、報酬を支払う側は、マイナンバーを使って誰にいくらの報酬を支払ったのか申告しなくてはならなくなるということになり、例えば私は今日、ここでセミナー講師として話をしていますので報酬をTACからいただくことになるんですが(笑)、報酬を支払うTACは私に支払った報酬について、私のマイナンバーを使って申告することになります。つまり、お金の流れが明確になり、きちんと納税しなくてはならなくなりますので、正直者が損をしないシステムになっていくということが一番大きいのかな、という感じがします。

行政側から考えてみますと、行政では書類の確認作業の手間とコストなどが大きく削減できます。例えば、年金や社会保険などの社会保障制度では、いろいろな手続きがあって、その手続きをする際に添付書類がたくさん必要です。私自身も実務をしていて、先日も健康保険の療養費というのを請求する手続きをしていたのですが、お客様から渡してもらったたくさんの医療費の領収書の一部がコピーだと気が付かずに添付したら、原本よこせと怒られちゃったんですけど(笑)、このようなたくさんある添付書類がほとんど省略できるようになり、国民の利便性にもつながってくると言われています。

また、マイナンバー制度には、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平公正な社会の実現」、この3つのメリットがあると行政は言っています。

では具体的にどんなことでしょうか。まず、「行政の効率化」というのは、行政機関や地方公共団体からのいろいろな情報の照会や転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減できるだろうと言われています。特に複数の業務間で連携が進むと同じ作業を別のところでもやっていたりして非効率なことが多々あるのですが、こういった重複作業をなくしていけるのではないかと言われています。

「国民の利便性の向上」ということでは、様々な手続き場面で煩わしい転記作業なども排していけるのではないかと言われています。それから行政機関からのサービス提供などのお知らせといったものも受けられるようになってくるようです。その辺りのことが我々の生活の中ではメインにつながってくるのかなという感じがします。

「公平公正な社会の実現」ということでは、所得や他の行政サービスの受給状況などを把握しやすくなりますから、例えば生活保護を不当に受けている人や脱税者、年金の保険料を払っていない人たちなどを洗い出していくことが簡単にできるようになって、そういったところでも機能し

ていくかと思います。

マイナンバーはこう使われる

具体的にどのような時にどのような点が便利になるのかというと、人生の様々な場面でいろいろな手続きに絡んできます。

まず、定年退職というタイミングを考えてみますと、当然年金をもらうという話になってきます。年金というのは一定の年齢になって一定の受給条件があれば、もらえる権利が発生するんですが、権利があるからとただ待っていれば支給してくれるかというところではありません。きちんと自分で手続きをすることが必要です。この手続きは「裁定請求」と言いまして、「裁定請求書」という書類を提出するのですが、この書類には「住民票」と「課税証明書」の添付が必要です。必要な書類を集めて、書類に記入してまた手続きに行って、もし添付書類が漏れていたりすると、「受け付けられません。これも出してください、あれも出してください」と言われますが、マイナンバーがあれば、「住民票」と「課税証明書」の添付がおそらくいなくなり楽になるでしょう。

それから定年退職すると、今まで会社で健康保険に入って医療を受けていた人たちは市町村が提供している別の国民健康保険の制度に移行しなくてはなりません。手続きをするときに、健康保険を離れましたという健康保険の喪失を証明する書類を持って役所に手続きに行かなくていけないのですが、その証明の書類は届くまでに少々時間がかかったりします。マイナンバーで、このような証明の書類の添付が不要になるだろうと言われてい

ます。

こういったことは定年の時だけではないでしょう。例えば、



昨年、私のクライアント先の従業員で離婚された方がいました。お子さんを奥様が引き取るだけけれども、奥様が国民健康保険に移って、旦那さんの扶養から抜く手続きをして、その手続きをしたという証明の書類がないとお子さんを国民健康保険に移せないということで、証明書がなかなか出ないので、ご両親ともに、お子さんの医療保険はどうなるんだ、風邪をひいたらどうするんだとやきもきして「添付書類なしで受け付けてもらえないですか」と役所に問い合わせたんですね。でも「だめです。何かあったら、その時改めて相談してください」と言われました。マイナンバーがあればこういったことも回避でき便利になるのではと思います。

次に、子育てというところで考えますと、児童手当をもらっている方もいらっしゃるかと思います。こういった場合もただ待っていればもらえるというものではなくて、くださいという手続きをしなくてはなりません。また、もらっている場合は毎年6月に「現況届」を出さなくてはならないんですが、この「現況届」や最初の支給の申請についても国民健康保険証のコピーなどいくつかの書類の添付が必要で、この添付もマイナンバーがあればいらなくなるだろうということになります。

それから結婚するときに、例えば奥さんが専業主婦になる場合、国民年金第3号被保険者になったり、健康保険の被扶養者という形で扶養になるケースがあります。国民年金第3号被保険者の認定や健康保険の被保険者の認定を受けるときには「課税証明書」というものが必ず必要なんです。配偶者のマイナンバーを自分の勤め先の会社に提出することで、これもいらなくなるということになる。ただし、配偶者のマイナンバーを会社に提出する場合、配偶者の委任状が必要になります。自分が委任を受けて配偶者の代わりに提出するということを証明するために、委任状を出すように会社は社員に指導しないといけません。

それからちょうどうちの子どもが、2015年の4月から高

校生になったんですが、学費無料化、いわゆる「高等学校等就学支援金」の申請書類の手続きのお知らせがきました。使わない場合も手続きはしてくれとあるんですが、こういった時もまた、「住民票」や保護者の「課税証明書」が必要だと言われました。この場合もマイナンバー制度が導入されると省略ができるようになるということで、かなり行政関係の手続きについては、大きなメリットが出てくるのかなという感じがします。

「通知カード」と「個人番号カード」

「通知カード」がみなさんのご自宅にはもう届いているのではないかと思います。マイナンバー制度では、「個人番号カード」と「通知カード」のどちらかを使って自分のマイナンバーを制度として使っていくということになります。「通知カード」というのは、住民票のある全国民に無料で交付されるカードで、現在、外国に住んでいる方には出ていません。そういった方は、帰国した際に自分できちんと所定の手続きを取らなくてはなりません。

また、「通知カード」は世帯主宛に家族全員分が届きます。例えば、子どもが独立しているけれども、住民票がまだ一緒だという場合は、住民票のあるところに届きます。また、おじいちゃんやおばあちゃんが介護施設に入っているという場合は、介護施設に住民票を移してあればそちらに届きますが、住民票を移していなければ家に届きますから、間違いなく全員分があるかきちんと確認しないといけません。

「通知カード」がもし届いていないという方がいらっしゃいましたら、まず、不在票がないかなと探してください。ピンク色のマイナンバー専用の不在票でちょっと普通の不在票とは違うので、かなり目立ちます。もしあれば、再配達依頼もできますが、郵便局での保存期間が結構短くて、配達から7日間しか郵便局では保管してくれないので、それを過ぎた場合には役所に戻っていますから、役所に受け取りに行かなくてはなりません。この場合、世帯主宛に届くものなので、ご家族の方が受け取りに行く場合でも、世帯主の身分証明書を持っていかないと受け取ることができません。そういった点はちょっと注意してから行かなくてはならないですね。また、「通知カード」は転送不要で届きます。転送不要ということは、引っ越しの時に転送届を出していても新しい住所には転送してくれないということ

ですから、住民票を移していなくて、手元に「通知カード」が届いていないという方はすぐに、住民票のある役所に問い合わせをしなくてはなりません。

そして、「通知カード」が届いたら、「個人番号カード」を発行してもらおうかどうか考えなくてはいいですね。「通知カード」を使って証明していく場合には、「通知カード」は顔写真がないため、自分自身のマイナンバーだと証明できないので、免許証等の身分証明書とセットで使っていくということになります。もし、「個人番号カード」にしたい場合は、「個人番号カード」を申請する必要があります。「個人番号カード」は、全く普及しなかった住民基本台帳が変化したものです。住民基本台帳は有効期間が10年で1回の交付金額が1,000円でしたが「個人番号カード」は、初回は無料で発行してくれます。有効期間は5年とされていて、2回目以降は、まだ金額は決まっていないので、今はお知らせできませんが、基本的に有料になるということは決まっているということです。

それから市町村・都道府県などの行政機関のサービスが受けやすくなるということなので、そういう意味では「個人番号カード」を発行してもらった方がよいかもしれませんが、それから、確定申告をe-Tax（イータックス）で行っている方は、必要になってきますので交付してもらっておかないと今後は電子申請ができないということになってきます。

また、子どもの分も「個人番号カード」を発行してもらった方がよいかどうかですが、子どものマイナンバーは、しばらくは親が管理した方がよいと思うんですね。子どもに教えてしまうと子どもが友人に教えてしまったり、いろいろと問題が起こってしまう可能性があるのも、大人になって自分できちんと判断できるようになるまでは、親が管理するべきかなという気がします。

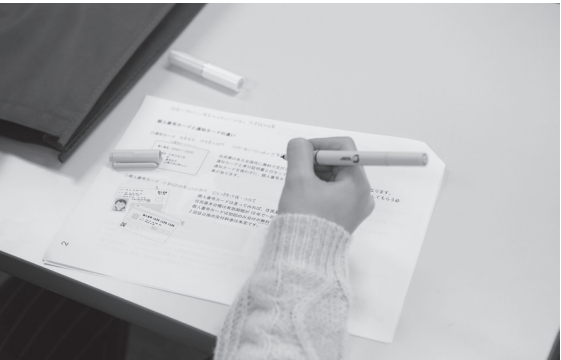
もし、「個人番号カード」を失くしてしまった場合、まず、コールセンターに連絡すればすぐに一時利用停止ができるそうです。カードの中に詳細な情報が入っているわけではないので、このカード自体で個人情報が流出することはないですから、その辺は利便性を考えて発行してもらおうかどうか判断してもらえばいいのではないかなと思います。

マイナンバー制度で知っておきたいこと

その他にもいろいろな場面でマイナンバーは必要になります。特に会社にお勤めの方の場合、一番身近なところ

ろで、「年末調整」に必要になります。2016年から実施する年末調整の書類として提出する給与所得者の場合ですと、「扶養控除等申請書」にマイナンバーを記入する欄が増えています。2015年10月にガイドラインが修正されて、会社が社員に対して配る「源泉徴収票」にはマイナンバーの記載はなしになっています。ただし、会社が税務署に提出する源泉徴収票や支払徴収票にはマイナンバーは入れなくてはならないとなっています。

それから2016年1月から、企業が行う雇用保険の手続きにもマイナンバーが必要になり、雇用保険の手続きは、例えば今年の1月以降に復職就職した、あるいは退職したという場合は、雇用保険被保険者資格の取得や喪失の手続きの書類にはマイナンバーを記載しなくてはなりません。本来は2017年の1月から健康保険や年金の手続きにも、マイナンバーの記載が必要になるはずだったのですが、直前になって、年金分野での利用だけ先送りにされています。年金だけ先送りになって年金で損する人が出るのではないと思われるかもしれませんが、誰も損はしません。なぜかと言いますと、マイナンバー制度が導入されても、みなさんに振られている「基礎年金番号」がなくなるわけではないんですね。年金事務所は、年金の記録は今後もずっとこの「基礎年金番号」で管理していくということになっていて、マイナンバーで管理していくわけではないんです。そうすると、なぜマイナンバー制度を導入するんだという話になりますが、マイナンバーと「基礎年金番号」を紐付けすることによって、新しいシステムを導入して、従来確認作業が複雑になっていた行政間での情報のやり取りがスピーディーになります。先ほどお話ししたように、受給手続きの際の煩わしい書類の添付などが省略できるとか、就労状況が正しく把握され正しい年金額になるなど、そういった行政間の情報がスムーズに流れるようにマイナンバーを利用するということなので、当分の間先





送りされたからといって、それで誰かが損をするわけではないです。ただ、一つ言えることは、年金に限ってだけ言えば、もっと早くにマイナンバー制度を導入していれば、いわゆる「消えた年金問題」は、たぶん起きなかったんだろうなということが分かってきましたので、そういう意味ではもう少し導入が早くてもよかったのではないかなという感じがしています。

それから会社が社員についていろいろな手続きをするためには、会社はマイナンバー法に基づいて、「関係事務実施者」として社員のマイナンバーを取得することが認められています。取得した社員のマイナンバーは、法律で認められた用途でしか使用することができません。会社は社員のマイナンバーを、「通知カード」か「個人番号カード」、このいずれかのカードの提示などによって取得していきます。会社からマイナンバーの提出を求められた場合は、「個人番号カード」を持っていれば、そのコピーだけで済みます。顔写真が載っていますから、本人確認がこれ1枚で行えます。「通知カード」で提出しようとする、先ほどお話ししたように、身分証明書が必要になります。例えばパスポートや免許証であれば、顔写真がありますので、それ一枚でよいのですが、免許証もパスポートもないので保険証でいいですとなると、保険証だけではだめなんです。顔写真がないものに関しては、2枚必要になるので、例えば保険証と年金手帳のコピーで「自分」を証明しなくてはならない。そういった煩わしさから考えると、やっぱり「個人番号カード」はあったほうがいいのかという感じがしています。

それからマイナンバー制度では、2017年1月から利用開始予定の「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」というシステムがあり、インターネット上で個人情報のやり取りや記録が確認できます。例えば、会社はここで情報を提供しているんだと履歴を追いかけるので、

自分の個人情報をいつ、だれが、なぜ利用したのかを確認できたり、行政機関が持っている自分の個人情報の内容が確認できたり、それから行政機関から提供されるそれぞれに合った行政サービスも確認できるなど結構便利そうです。パソコンがないという方でも利用できるよう端末を公的機関に設置してみんなが使えるようにすると言われています。

また会社にも13ケタの法人番号が振られ、将来的には法人もこれで楽になるんじゃないかと言われています。報酬をもらう際には取引先に、会社は法人番号を、あるいは私のように自営業(個人事業主)の場合は個人のマイナンバーを通知しておかなければいけないとなっています。逆に取引先に報酬を支払う場合は、取引先の法人番号や個人のマイナンバーを提供してもらって、支払調書に記入したうえで、税務署へ届け出るということが必要になってきます。個人事業主のお金の流れも明らかになって把握できるようになるので、当然、脱税などはできなくなるということになります。

本当に大丈夫？ 気になるのは安全対策

ここまでは、いい話ばかりしてきましたが、実際にみなさんが一番心配しているのは、安全対策は本当に大丈夫なのかということだと思います。「個人情報の漏洩対策は大丈夫?」「他人にマイナンバーを使われて成りすまし被害に遭わない?」「プライバシーはちゃんと守られるの?」「国に個人情報を何でも一元管理されてしまうのではない?」ということがおそらくみなさん不安なのではないでしょうか。しかしながら、個人情報は、集中管理されてひとつのデータベースに各行政がアクセスしていくという方法で管理するわけではなく、みんなバラバラに管理しています。それぞれの機関で情報のやり取りをする時、マイナンバーではなくて機関ごとに違うコードを使っています。例えば、年金事務所でしたら「基礎年金番号」というものを使ってアクセスしていくことになり、一元管理はしないので、大丈夫だと国は言っています。その他にも、カードに入っているICチップは偽造が難しくなるように、カードを開けて光が当たるとメモリー内容が消えるというような工夫がいろいろなされているようですので、そういう意味でも国は安全だと言っています。ただ、他の導入している国を見てみると、韓国だと2014年にサイバー攻撃で約1億

件の個人情報が流出しました。2015年にはアメリカでも起こりました。いくらセキュリティシステムが他の国に比べて高くなっているとは言っても、漏洩ゼロというのは現実的ではないのではないかなと、やはり心配なところがあります。セキュリティが高いシステムを入れるというのは、当然大切ですが、それだけではなくて念には念を入れてほしいというのが、やはりみなさん共通の考えなのではないかなという感じがします。

それから、マイナンバーによって行政の業務が軽減され、さらに個人や事業者の事務手続きが楽になるということがマイナンバー制度の目的だとすると、このマイナンバー制度が定着してくると税理士や社会保険労務士の仕事が無くなってくのではないかなどと巷では言われています。確かに、古い事務所でコツコツやっていた社会保険労務士事務所の中には、マイナンバーを収集してそれをきちんと保管・管理するところにお金をかけられるか、かけるとしても自分はあと何年働くのだろうか、そういったことを天秤にかけて仕事自体をやめようという先生方が結構いらっしゃると思います。その一方で、税理士や社会保険労務士の事務所では、自社で個人番号管理をしたくないという企業から個人番号の管理自体を業務として請け負うところもあって、やりようによってはいろいろな新しい分野の業務も出てくるのかなという感じもし

ています。

マイナンバーが導入されると、会社に内緒でやっていた副業がばれてしまうなどいろいろな声が聞こえてきますが、本来これは、ルール違反なんですね。私たち社会保険労務士や税理士などは、いわゆる士業やサムライ業と言われる業種ですけれども、こういう士業はもっと前向きに考えなくてはいけなと、最近思っています。マイナンバー制度の導入によって、企業も個人も、不正をすることが難しくなってきます。私たち士業というのは、会社がきちんとした正しいあるべき姿になっていくために重要な一翼を担っていかなければならないのではと、こういうことをおっしゃっている弁護士の先生もいらっしゃるし、確かに、私もそうだと思います。きちんとした会社にしていくために、我々の社会的な責任というものはますます重くなっていくだろうと考えています。実際、仕事をしていても、マイナンバー導入の前から委託の幅を広げさせていただきたいんだけど顧問先からの相談も出てきていたりしますので、前向きに考えると仕事は無くなるのではなくて、おそらく増えていくだろうという感じもしています。

士業を目指す方には、ぜひ、新しい分野の業務などで活躍していただきたいと思います。



◀セミナー終了後は先生に質問&相談



社会保険労務士講座のテキスト閲覧コーナーは大盛況

参加者の声

- よくわからない点がクリアになった。講師の方のお話も理解しやすく、わかりやすかったです。
- 面白かったです。第2回があればもっと聞きたいです。
- 「マイナンバー」について知らないことがいっぱいあったということにいまさら気づいて、とても勉強になりました。
- 実務の注意点も含め、「マイナンバー」に関する知識をとても理解しやすい形で教えていただき、個人としても実務でも役立つと思いました。